

【公開版】

提出年月日	令和5年5月12日 R3
日本原燃株式会社	

六ヶ所廃棄物管理施設における
新規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

経理的基礎

(標準応答スペクトルの取り入れ)

■については商業機密の観点から公開できません。

目 次

1 章 基準適合性

1. 経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

1. 1 事業計画（経理的基礎）

2 章 補足説明資料

1章 基準適合性

次頁以降の記載内容のうち、____の記載事項は、前回提出から
の変更箇所を示す。

1. 経理的基礎に係る指定の基準への適合性について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第五十一条の三では、以下の要求がされている。

(許可の基準)

第五十一条の三 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その事業を適確に遂行するに足りる技術的能力及び経理的基礎があること。

1. 1 事業計画（経理的基礎）

ハ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

本変更については工事を伴わないため、これに係る資金は要しない。

ニ. 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(イ) 資金計画

(単位:億円)

摘 要		年 度					
		令和 6	7	8	9	10	11
需 要	工事資金						
	債務償還						
	計						
調 達	資本金						
	減価償却費等						
	借入金						
	計						
累計繰越金							

(ロ) 事業の収支見積り

(単位:億円)

摘 要		年 度					
		令和 6	7	8	9	10	11
収 益							
総 費 用	製造原価						
	一般管理費						
	支払利息等						
	計						
損 益							
損益の累計							
備 考							

ニ. (イ) に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金については「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」に基づき使用済燃料再処理機構から支

払われる基本料金により返済を行う。

使用済燃料再処理機構からは、基本料金に加え、ガラス固化体の受入、貯蔵管理等の役務に対し、役務量に応じた役務料金が支払われる。

本変更による支出は要しないことから、事業の開始の日以後の資金計画、事業の収支見積りに変更はなく、借入金の調達や返済、返還廃棄物受入・貯蔵管理料金による収入に対し影響は生じない。

(補足説明資料1-1 添付1)

ホ. その他変更後における廃棄物管理の事業に関する経理的基礎を有することを明らかにする事項

使用済燃料再処理機構は、廃棄物管理事業の実施に伴い発生する費用を負担することについて「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき、当社と「返還廃棄物（ガラス固化体）の受入・貯蔵管理に関する契約」を締結している。

事業計画は以下のとおり。

イ. 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の予定時期

新規制基準適合

令和6年度上期

標準応答スペクトルを考慮した地震動の追加

令和8年度

ロ. 変更に係る廃棄物管理施設による廃棄物管理の事業の開始の日以後五年内の日を含む毎事業年度の放射性廃棄物の種類別の予定受入量

(単位：本)

種 類 \ 年 度	令和6	7	8	9	10	11
ガラス固化体	今後、受入れが予定されているガラス固化体の総量は約380本であり、一括又は分割で受入れられる。なお、令和12年度以降についても、受入れられる可能性がある。 ^(注)					

(注) 当社は、廃棄物管理施設の状況等を踏まえ特定実用発電用原子炉設置者から通知される計画に基づき、放射性廃棄物の受入れを行っていく。